

ように

の申請を 世帯内の国保被保険者全員または、75歳以上の人が1年間(8月～翌年7月)に支払った医療保険と介護保険の自己負担額の合計が、一定の基準を超え高額になった場合、超えた分を「高額介護合算療養費」として支給します。※自己負担限度額は、年齢と所得に応じて変わります

出産するとき(国保のみ)

●**出産育児一時金を支給します** 出生児一人につき42万円を支給します(産科医療補償制度に加入していない医療機関などで出産した場合には、39万円)。また、妊娠12週(85日)以後の死産・流産でも支給します。他の健康保険から支給を受ける場合は支給しません。

●**直接支払制度の利用を** 出産時の費用負担を軽減するため、出産育児一時金を市が直接医療機関などに支払う制度です。申請、受け取りを医療機関などが本人に代わって行います。

▶**手続き** 分娩予定の医療機関などに、直接支払制度を利用する合意文書を提出 ▶**医療機関などでの本人支払額** 出産費用のうち、出産育児一時金を超えた分

交通事故に遭ったとき

●**交通事故の医療費を一時的に立て替えます** 交通事故などの被害者の医療費は、加害者負担が原則です。国保または後期高齢者医療制度の加入者が交通事故に遭った場合、事故の相手方が支払うべき医療費を市が一時的に立て替えます。必ず医療機関で治療を受ける前に申請をしてください。

そのほかの給付

●**加入者が死亡したとき** 葬祭を行った人に、葬祭費として5万円を支給。喪主が申請を。

●**全額自己負担したとき** 保険証を持たずにやむを得ない理由で受診したときや、医師が必要と認められた補装具の購入やマッサージの施術を受けたときなど、全額自己負担したときは、申請をすることで自己負担額を除いた額を療養費として支給します。

短期人間ドックの検査費用を助成

八千代市に登録した検査医療機関で短期人間ドックを受診するとき、4万2,000円(特定健康診査検査費用額を含む)を限度に、検査費用の7割を助成します。

受診する年度の4月1日時点で40歳の方は、検査費用の9割を助成します。特定健康診査受診券に自己負担金が記載されている場合は、別途負担が必要です。

▶**利用資格** 次の①～④を満たす人。①八千代市の国民健康保険に1年以上継続して加入している35歳以上の人、または後期高齢者医療制度に加入している人 ②保険料を滞納していない世帯の人 ③同一年度内に人間ドックの助成を受けていない人 ④同一年度内に特定健康診査を受診していない人 ▶**申し込み** 担当課に保険証と特定健康診査受診券を持参し、短期人間ドック利用承認申請書を提出。承認を受けてから希望する検査医療機関を予約してください。助成対象期間は受診券到着後から12月31日までです

お問い合わせは
☎483-1151(代表)へ
国民健康保険は国保年金課へ。後期高齢者医療制度は長寿支援課へ

保険料の納入通知書・特別徴収通知書を送付

25年度保険料の納入通知書・特別徴収通知書などを7月中頃に発送する予定です。国保の納入通知書は、世帯主あてに発送します(世帯主が国保以外の社会保険などに加入している場合も、あて先は世帯主になります)。後期高齢者医療制度の納入通知書は、被保険者本人あてに発送します。

■**国保の納付方法** 65歳未満の人は、普通徴収(納付書や口座振替など)。納期は7月(第1期)～3月(第9期)の全9回です。65歳～75歳の人は、一定の条件に該当すると、特別徴収(年金天引き)になります。申し出により口座振替に変更できます。

国保保険料の納付は納め忘れない口座振替がおすすめです。預金通帳、通帳届け出印を持って、八千代市指定の金融機関で手続きをしてください。

■**後期高齢者医療制度の納付方法** 原則、特別徴収になります。条件を満たしていれば、申し出により口座振替に変更できます。年度途中で75歳になる人は普通徴収。納期は7月(第1期)～2月(第8期)までの全8回です。

保険料を軽減できる場合があります

■**所得金額による軽減** 年間の総所得金額が基準以下の場合、国保及び後期高齢者医療制度の保険料が軽減されます。保険料の軽減は、税の申告をしていないと適用されません。前年に所得がないなどで、所得税確定申告や市・県民税申告の必要がない場合でも、必ず市・県民税の申告をしてください。

■**倒産・解雇などで職を失った場**

合の軽減 65歳未満の国保加入者が倒産・解雇などで職を失った場合、保険料が軽減される場合があります(前年の給与所得を30%に減額して保険料を計算)。軽減期間は離職の翌日から翌年度末までです。ハローワークで交付される「雇用保険受給資格者証」を持参して届け出をしてください。

今年度75歳になる人には納付書が2通届きます

後期高齢者医療保険料は、75歳の誕生日から計算され、誕生日の翌月または翌月に納付書を発送します。国保保険料は、後期高齢者医療保険料と重複しないように誕生日の前月分までを計算しています。納付書が2通届いても、保険料の二重払いにはなりませんのでご安心ください。

新しい保険証を7月中に発送

8月1日(木)からの国保と後期高齢者医療制度の新しい保険証を、7月中に届くよう順次「簡易書留郵便」で発送する予定です。保険証に記載されている住所、氏名を確認し、誤りがあった場合は、担当課へご連絡ください。

■**25年8月～26年7月に75歳になる人** 国保の保険証の有効期限は、75歳の誕生日の前日です。75歳の誕生日からは、後期高齢者医療制度の被保険者となり、新たに保険証が交付されます。

納付・医療費の支払いで困ったときは相談を

医療保険料や介護保険料の納付、医療費の支払いが困難なときは、担当課へ相談を。災害など特別な事情で生活が困窮しているときは、申請して免除または減額を受けられる場合があります。

募集 審議会などの市民委員

都市計画審議会、放課後子どもプラン推進事業運営委員会の市民委員を募集します。

本市の審議会などの委員を5つ以上兼ねていない人が対象。選考方法は書類選考。結果は応募者本人に通知します。応募書類は非公開で返却しません。

■**都市計画審議会委員** 都市計画道路や公園など、都市計画に関する案件の決定や変更について審議します。▼**応募資格** 1年以上市内に在住している成人で、平日昼間の会議に年1～2回程度出席できる人 ▼**募集人数** 2人 ▼**任期** 10月1日から2年間 ▼**報酬** 審議会1回につき7,000円 ▼**応募方法** 任意のA4サイズの用紙に、住所、氏名(フリガナ)、年齢、性別、電話番号、主な職歴、応募の理由を書き、「誰もが住み続けたいまちづくり」をテーマにした800字程度の作文を添付し、〒276-8501市役所都市計画課へ郵送か持参、またはメールでkosukei@city.yachiyochiba.jpへ。他の審議会委員になつていない人または過去に審議会委員になつたことがある人はその審議会名を記入。7月31日(水)必着 (都市計画課)

■**放課後子どもプラン推進事業運営委員会委員** 「放課後子ども教室」と「学童保育」が連携した、総合的な子どもたちへの放課後対策事業である「放課後子どもプラン推進事業」の運営について検討します。

▼**応募資格** 市内在住の成人で、平日昼間の会議に年2回程度出席できる人 ▼**募集人数** 2人 ▼**任期** 9月1日から2年間 ▼**報酬** 会議1回につき6,000円 ▼**応募方法** 任意のA4サイズの用紙に、住所、氏名(フリガナ)、年齢、性別、電話番号、主な職歴、子どもに関する支援活動の経歴、応募理由を書き、「子どもたちの放課後に私たちができること」をテーマにした800字程度の作文を添付し、〒276-8501市役所元氣子ども課へ郵送か持参、またはメールでgenki@city.yachiyochiba.jpへ。7月31日(水)必着(元氣子ども課)

7月8日から外国人住民に住基ネットが適用されます

25年7月8日(月)から外国人住民の住民基本台帳ネットワークシステム(住基ネット)への適用が開始され、住民票コードが付番されます。これにより外国人も住民基本台帳カード(住基カード)の交付が受けられるようになり、広域交付住民票の交付、住基カードによる転出・転入届といった住基ネットによるサービスを日本人と同じように利用できます。

住基ネットの適用対象となる人のいる世帯に、「住民票コード通知票」を7月下旬から順次発送します。詳しくは戸籍住民課へお問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください。市ホームページは5か国語に変更できます。(戸籍住民課)